

(仮称) 新本庁舎低層部等一体的利活用検討会形成支援及び  
賑わい創出社会実験企画運営業務委託に係る  
公募型プロポーザル実施要領

(令和5年5月17日財政局長決裁)

## 1. 公募型プロポーザル実施の目的

本公募型プロポーザルは、(仮称)新本庁舎低層部等一体的利活用検討会形成支援及び賑わい創出社会実験企画運営業務委託を委託するにあたり、広く技術提案を募集し、最も適切な者を当該業務の受注候補者として特定することを目的とする。

## 2. 業務の概要

### (1) 業務名

(仮称)新本庁舎低層部等一体的利活用検討会形成支援及び賑わい創出社会実験企画運営業務委託(以下、「本業務」という。)

### (2) 業務の内容

別紙「(仮称)新本庁舎低層部等一体的利活用検討会形成支援及び賑わい創出社会実験企画運営業務委託仕様書(案)」(以下、「仕様書(案)」という。)のとおり

### (3) 履行期間

契約締結の翌営業日から令和6年3月29日まで

### (4) 業務委託提案上限額

32,071千円(消費税及び地方消費税を含む。)

## 3. 参加要件

参加者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

(1) 仙台市一般競争入札参加資格者登録名簿への登録があること。または以下の

①～③の全てを満たす者であること。

① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号の規定に該当する者でないこと。

② 暴力団もしくは暴力団員の統制の下にある団体でないこと。かつ、「仙台市入札契約暴力団等排除要綱(平成20年10月31日市長決裁)」別表各号に該当しないこと。

③ 仙台市税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと(または、現在の主たる事業所所在市町村の市町村税を滞納していないこと)。

(2) (1)のうち、仙台市競争入札参加資格者登録名簿に登録されているものについては、受付期間内に、仙台市「有資格業者に対する指名停止に関する要綱

(昭和60年10月29日市長決裁)」第2条第1項の規定による指名停止を受けていないこと。

- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立て中または更生手続き中、または、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立て中または再生手続き中でないこと。
- (4) 共同事業体にあつては、一の代表構成員と一以上の構成員により構成されるものとし、以下の全ての条件を満たしていること。
- ① 全ての構成員が、上記(1)から(3)に掲げる条件を満たしていること。
  - ② 構成員が本案件における他の共同事業体の構成員として、又は単独により本プロポーザルに参加していないこと。
  - ③ 構成員が代表構成員に発注者等と折衝する行為等を委任していること。
  - ④ 本プロポーザルの参加表明書の提出時より前に、共同事業体を成立させていること。
  - ⑤ 業務完了時まで、代表構成員の変更がないこと。
  - ⑥ 本プロポーザルの参加表明書の提出時から契約締結時までには、構成員の変更がないこと。
- (5) 以下の①、②のいずれかの業務の実績があること。また、③を満たすこと。
- ① 国または地方公共団体が発注した業務のうち、類似業務(社会実験、イベント等の実施)やその効果調査等に係る業務の元請けとして受注した実績があること。
  - ② 国または地方公共団体が発注した業務のうち、まちづくりに関する市民や有識者等の参画する会議等を運営する業務の元請けとして受注した実績があること。
  - ③ 対象とする実績は、日本国内の業務かつ平成25年4月1日から令和5年3月31日までに業務が完了したものであること。また、共同企業体の構成員として行った業務実績については、代表者として行ったものに限ること。

#### 4. 実施要領等の交付

本公募型プロポーザル手続に必要な実施要領等の資料を以下のとおり交付する。

(1) 交付期間

令和5年5月18日(木)から令和5年6月14日(水)まで

(2) 交付方法

仙台市ホームページから必要書類をダウンロードすること。

## 5. 説明会の開催

本業務の概要（業務内容，履行期限，実施場所等）に関する説明会を以下のとおり開催する。

### （1）開催日時

令和5年5月23日（火）午後6時30分から

### （2）開催場所・手法

仙台市ホームページを確認すること。

### （3）留意事項

- ・1参加者につき，2名までの参加とする。
- ・参加者は，各要領，仕様書（案），様式等をダウンロードの上，持参すること。
- ・説明会への参加は任意とし，プロポーザル参加の要件とはしない他，参加の有無を審査項目とはしない。

## 6. 質問及び回答

### （1）質問の内容

本プロポーザルに関する質問は，参加表明書，企画提案書の作成及び提出に関する事項並びに業務実施に関する事項に限るものとし，評価及び審査に関する質問並びに提案内容に係る質問は一切受け付けない。また，電話及びファックスでの質疑応答は行わない。

### （2）質問及び回答の方法

ア 様式 質問書（様式1）を使用すること。

イ 提出先 本要領17に掲げる担当部署

ウ 提出方法 電子メールで提出すること。

エ 提出期限 令和5年5月26日（金） 午後5時00分まで

オ 質問に対する回答方法

質問に対する回答は，令和5年5月30日（火） 午後5時00分までに，仙台市ホームページに掲載する。

## 7. 参加表明書等の作成

### (1) 提出書類

次に掲げる書類を各1部提出すること。

なお、提出書類のうちク～コに関しては、アにおいて、仙台市競争入札参加資格者登録名簿に登録されていない場合にのみ提出すること。

| 提出書類                              | 様式等                                     | 添付書類等  |
|-----------------------------------|---|--|
| ア 参加表明書                           | 様式2                                     | 仙台市競争入札参加資格者登録名簿に登録されているものは、入札参加資格登録書の写し   |
| イ 会社概要                            | 様式自由                                    | 会社パンフレット等  |
| ウ 共同事業体結成に係る届出書（共同事業体の場合のみ）       | 様式3                                     | 別途協定書等、結成に係る書類を求めることがあります。   |
| エ 業務実績調書                          | 様式4                                     | ・記載した業務を実施した証明となる資料（仕様書、契約書等の件名・期間・業務内容等が分かる部分）の写し   |
| オ 配置予定担当者調書                       | 様式5-1<br>～5-2                           | ・記載した業務に従事した証明となる資料の写し<br>・雇用関係が確認できる資料（健康保険被保険者証等）の写し                                       |
| カ 協力業者調書<br>（必要に応じて）              | 様式6                                     | 再委託先に関するイ、エ及び各添付書類   |
| キ 実績としての成果品                       | 製本した冊子等<br>（コピー可）                       |  |
| ク 暴力団排除等に係る誓約書                    | 様式7                                     |  |
| ケ 市税納付状況確認同意書、または仙台市税の滞納がないことの証明書 | 様式8<br>（市税納付状況確認同意書）<br>※様式8以外の場合には様式自由 | 新型コロナウイルス感染症の影響等により特例猶予に基づく猶予制度の適用を受けている場合は、その旨が確認できる「納税証明書」や「納税の猶予許可通知書」、またはそれに準ずる資料を添付のこと。 |

|                        |      |  |
|------------------------|------|--|
| コ 履歴事項全部証明書            |      |  |
| サ 消費税及び地方消費税に関する納税証明書等 | 様式自由 | 新型コロナウイルス感染症の影響等により特例猶予に基づく猶予制度の適用を受けている場合は、その旨が確認できる「納税証明書」や「納税の猶予許可通知書」、またはそれに準ずる資料を添付のこと。 |

(2) 業務実績調書について

本要領 3.(5) に示す条件を満たす参加者の業務の実績について、本要領 3.(5) に示す①及び②の業務ごとに 1 件記載すること。

(3) 配置予定担当者調書について

総括担当者及び主担当者について記載すること。なお、記載した配置予定担当者は、特別の理由により発注者がやむを得ないと認める場合を除き、原則として変更できないものとする。

ア 配置予定担当者の要件

総括担当者

- ・各主担当者を総括し、本業務全体の進捗等をマネジメントできる者であること。
- ・参加表明書提出時点で 3 か月以上の直接雇用関係にあること。
- ・本要領 3.(5) に示す条件のうち、①又は②のいずれかを満たす業務において、総括担当者としての従事実績があること。
- ・仕様書（案）第 1 章第 9 項に示す定例打合せに参加できること。

主担当者

- ・本要領 3.(5) に示す①及び②の業務ごとに主担当者をおくこと。
- ・総括担当者との兼任ではないこと。
- ・参加表明書提出時点で 3 か月以上の直接雇用関係にあること。
- ・仕様書（案）第 1 章第 9 項に示す定例打合せに参加できること。

イ 配置予定担当者の業務実績

総括担当者及び主担当者のいずれも、業務実績は 1 件記載すること。

#### (4) 協力業者調書について

当該業務委託の遂行にあたり再委託を実施する場合は、業務の一部（主たる部分を除く。）を対象とする場合のみ認めることとする。この場合は、様式6の「カ 協力業者調書」に必要事項を明記の上、提出すること。併せて、再委託先に関する「イ 会社概要（様式自由）」、「エ 業務実績調書（様式4）」及び添付資料等も提出すること。ただし、再委託先の会社としての業務実績は評価対象とはしないものとする。

なお、記載した再委託先については、特別の理由により発注者がやむを得ないと認める場合を除き、原則として変更できないものとする。

## 8. 企画提案書等の作成

### (1) 提出書類

次に掲げる書類を提出すること。

| 提出書類      | 様式等        | 提出部数等  |
|-----------|------------|--|
| ア 企画提案提出書 | 様式9        | 1部   |
| イ 企画提案書   | 様式10（A3両面） | ①10部（企業名無し）<br>②1部（企業名有り）<br>※①のみ、テーマ1, 2, 3の順にホチキス留め。 |
| ウ 参考見積書   | 様式11       | 1部   |

### (2) 企画提案書について

企画提案書は、以下のテーマについて簡潔に記載すること。

なお、企画提案書の記載内容により、参加者の提案力や業務理解度、取組意欲などを判断するが、本公募型プロポーザルによる受注候補者の提案内容を全て実施することを保証するものではない。

また、提案内容については、参加者が提出する参考見積書の金額の範囲内において実施可能な業務を記載すること。

| 企画提案書のテーマ設定   |
|---|
| <b>テーマ1 「（仮称）新本庁舎低層部等一体的利活用検討会の形成に向けた取組方針」</b>                                    |
| ①（仮称）新本庁舎低層部等一体的利活用検討会の形成や将来の持続的な運営に向けた取り組みを示すとともに、その実現にあたって、課題の洗い出し手法について提案すること。 |
| ②新本庁舎低層部の運営を担うことが想定される民間事業者と（仮称）新本庁舎低層部等一体的利活用検討会との関係性や役割について、課題の洗い出し手法につ         |

いて提案すること。

③本業務の実施体制に加えて、仕様書（案）第2章第2項（1）～（2）におけるコーディネートや運営試行に係る形成の手法、運営方法等について提案すること。また、（仮称）新本庁舎低層部等一体的利活用検討会については、概ね4回程度開催することとし、その内容等についても提案すること。

④本業務の実施にあたってのコスト合理化について、提案すること。

#### **テーマ2「社会実験の実施方針及び運営体制」**

①社会実験の実施内容（市民利用・情報発信機能の企画等、既存イベントとの連携及び平日・休日のイベント開催）について提案すること。

②調査業務について、仕様書（案）第2章3（3）に記載する調査業務の内容が把握できる適正な期間の考え方及びその調査手法等について提案すること。

③本業務の実施体制に加えて、コーディネート業務や窓口一本化にかかる手法や体制に関して提案すること。

④本業務の実施にあたってのコスト合理化について、提案すること。

#### **テーマ3「一体的利活用に向けた課題と解決策の提示」**

①「新本庁舎低層部及び敷地内広場・市民広場等との一体的利活用」に向けた現状の課題及びその対策に関する考え方について提案すること。

②その他、本業務の遂行にあたって想定される現状の課題、及びその対策に関する考え方について提案すること。

### **（3）留意事項**

- ・企画提案書はテーマごとに作成すること。使用する様式の枚数は、1テーマにつき両面1枚とする。
- ・提出にあたっては、本要領8.（1）における「ア 企画提案提出書」、「イ 企画提案書」のうち「②1部（企業名有り）」のもの、及び「ウ 参考見積書」をまとめ、左上1箇所をホチキス留めにする。なお、様式10はテーマ1，2，3の順とする。
- ・作成に当たっては、参加者を特定することが可能となる記述を避けること。
- ・専門用語には注釈を付けるなど、分かりやすい表現で記載すること。

## **9. 参加表明書の提出及び1次審査（参加表明書等審査）の実施**

### **（1）提出方法**

- ・提出期間 令和5年 5月19日（金） 午前9時00分から  
令和5年 6月 2日（金） 午後5時00分まで
- ・提出先 本要領17に掲げる担当部署
- ・提出方法 持参または送付（共に提出期間内必着）

※持参による場合の受付時間は、土曜日、日曜日、祝日及び振替休日を  
除く午前9時00分から午後5時00分まで。

## (2) 1次審査

選考審査会により、「(仮称)新本庁舎低層部等一体的利活用検討会形成支援  
及び賑わい創出社会実験企画運營業務委託に係る公募型プロポーザル1次審査・  
2次審査評価要領」に基づき審査を行う。

## (3) 評価対象及び配点

選考委員一人あたりの評価対象及び配点は、次表に掲げるとおりとする。

| 評価対象    |            |       | 配点 |
|---------|------------|-------|----|
| 参加表明書   | 参加者の実力     | 業務実績  | 10 |
|         | 配置予定担当者の実力 | 総括担当者 | 5  |
|         |            | 主担当者  | 5  |
| 1次審査評価点 |            |       | 20 |

## (4) 2次審査対象者への通知

1次審査を踏まえ、2次審査の対象となる参加表明者(上位4者程度)を選定  
し、その可否を通知するとともに、2次審査(ヒアリング審査)への参加要請書  
及び企画提案書の提出依頼を送付する。

## 10. 企画提案書等の提出及び2次審査(ヒアリング審査)の実施

### (1) 企画提案書等の提出

- ・提出期限 令和5年 6月14日(水) 午後5時00分まで
- ・提出先 本要領17に掲げる担当部署
- ・提出方法 持参または送付(共に提出期間内必着)

※持参による場合の受付時間は、土曜日、日曜日、祝日及び振替休日を  
除く午前9時00分から午後5時00分まで。

### (2) ヒアリング審査

企画提案についてヒアリング審査を実施する。原則として、出席人数は4人以内とする。ヒアリングの持ち時間は1参加者あたり30分程度とし、うち参加者によるプレゼンテーションの時間が20分以内、質疑応答の時間が10分程度とする。なお、原則として、配置予定担当者がプレゼンテーションを行うこと。

プレゼンテーションにおいて使用する説明資料は、提出された企画提案書等に記載された内容のみとし、新たな説明資料を追加することはできない。

また、プレゼンテーションの方法は、スクリーンに企画提案書（PDF形式）を投影し説明する方法を原則とする。ただし、パワーポイントによる説明を実施する場合は、企画提案書と同時に提出することを条件とする。

### （３）評価対象及び配点

選考委員一人あたりの評価対象及び配点は、次表に掲げるとおりとする。

| 評価対象       |              |       | 配点 |
|------------|--------------|-------|----|
| 企画提案書      | 企画提案書<br>の内容 | テーマ 1 | 20 |
|            |              | テーマ 2 | 20 |
|            |              | テーマ 3 | 30 |
|            | プレゼンテーション    |       | 10 |
| 企画提案書審査評価点 |              |       | 80 |

## 1.1. 総合評価

### （１）総合評価

1次審査評価点及び2次審査評価点を集計し、総合評価点を算出する。

### （２）評価対象及び配点（選考委員一人あたり）

| 評価対象  |       |           | 配点  |
|-------|-------|-----------|-----|
| 1次審査  | 参加表明書 | 20点満点×1.0 | 20  |
| 2次審査  | 企画提案書 | 80点満点×1.0 | 80  |
| 総合評価点 |       |           | 100 |

※総合評価点が同点の場合は、決選投票により受注候補者及び次点者を特定する。

## 1.2. 受注候補者の特定・通知

（１）受注候補者の特定選考審査会の審査結果を基に、受注候補者を特定する。

なお、次の①、②のいずれかに該当する場合は、受注候補者として特定しない。

①各選考委員における総合評価点を合計した点数が、総合評価点上限の合計点（100点）に選考委員数を乗じた点数の60%未満となる場合

②「（仮称）新本庁舎低層部等一体的利活用検討会形成支援及び賑わい創出社会実験企画運營業務委託に係る公募型プロポーザル1次審査・2次審査評価要領」に記載する各評価項目のうち、選考委員の過半数が評価Eとした対象が1つ以上ある場合

なお、本要領3に示す参加要件を満たす参加者が1者のみとなった場合でも1次審査及び2次審査の評価を行うが、当該参加者が上記①、②のいずれかに該当

する場合、受注候補者は特定しない。また、参加要件を満たす参加者が無い場合も、受注候補者は特定しない。

#### (2) 結果の通知

受注候補者として特定した者及び特定しなかった者に対し、書面にて審査結果を通知するものとする。

#### (3) 通知の内容

前項の通知を行う場合、評価結果の順位及び特定された理由または特定されなかった理由を付すものとする。

#### (4) 結果の公表

選考審査会における審査及び評価の結果については、本プロポーザル手続の完了後に公表するものとする。

### 1 3. 契約締結に関する事項

#### (1) 受注候補者との協議

発注者は、受注候補者と業務の内容及び契約条件の詳細について協議のうえ仕様書（案）を作成し、見積書を徴収するが、当該見積書における金額が予定価格の範囲内であれば、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を行う。

ただし、協議が不成立の場合は、次点者を受注候補者として協議を行うものとする。

なお、提出された提案書等の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、協議のうえ提案書等の内容を一部変更する場合がある。

#### (2) 消費税及び地方消費税の取扱い

本業務の契約金額は消費税率10%を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とする。

### 1 4. 非選定または非特定理由の説明に関する事項

#### (1) 非選定または非特定理由の説明請求

本要領9.(4)及び12.(2)により選定または特定されなかった旨の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して7日（本市の休日を除く。）以内に、次により非選定または非特定理由についての説明を求めることができる。

ア 様式 様式は自由とするが、A4版縦長で作成すること。

イ 提出先 本要領17に掲げる担当部署

ウ 提出方法 持参、送付、FAXまたは電子メール（いずれの方法でも期間内必着とする。）

(2) 非選定または非特定理由の説明請求に対する回答

非選定または非特定理由の説明請求への回答は、説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して10日(本市の休日を除く。)以内に書面により行う。

**15. 企画提案書等の無効及び参加資格の喪失等**

次のいずれかに該当する場合には、提出された企画提案書等を無効とし、本プロポーザルへの参加資格を失うものとする。

また、契約締結までの手続期間中に指名停止となった場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとする。なお、特定された提案者が参加資格を失った場合には、次点者と手続を行う。

- (1) 提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 本要領3に示す参加要件を欠くこととなった場合

**16. その他**

- (1) 参加表明書及び企画提案書等の作成、提出、ヒアリング参加等に要する費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は、返却しない。
- (3) 提出された書類等は、提出者に無断で公表・本プロポーザル業務以外での使用を行わない。
- (4) 提出された書類等は、審査及び説明のため、写しを作成し使用または一部を加工(提案者の氏名や企業名が特定されないように)することができるものとする。
- (5) 提出された書類等は、提出期限までは自由に改変ができるものとする。ただし、改変しようとする場合には、提出された書類を一旦持ち帰り、改めて改変された書類を提出すること。
- (6) 提出期限を過ぎた後は、提出書類等の差し替え及び再提出等は一切認めない。
- (7) 参加表明書を提出した後に辞退する場合には、辞退届(様式自由)を提出すること。
- (8) 審査結果等についての電話等での問合せには応じない。
- (9) 本公募型プロポーザルの実施スケジュールは次頁のとおりとする。

### <実施スケジュール>

| 実施内容                              | 実施期間                         |
|-----------------------------------|------------------------------|
| 説明会                               | 令和5年 5月 23日(火)               |
| 質問提出期限                            | 令和5年 5月 26日(金)               |
| 質問回答日                             | 令和5年 5月 30日(火)               |
| 参加表明書の提出期間                        | 令和5年 5月 19日(金)<br>～ 6月 2日(金) |
| 1次審査(書面審査)<br>2次審査(ヒアリング審査)対象者の通知 | 令和5年6月上旬                     |
| 企画提案書の提出期限                        | 令和5年 6月 14日(水)               |
| 2次審査(ヒアリング審査)                     | 令和5年6月中下旬                    |
| 審査結果の通知                           | 令和5年6月中下旬                    |
| 受注候補者との契約協議                       | 令和5年6月下旬                     |
| 契約締結                              | 令和5年6月下旬以降                   |

#### 17. 担当部署

仙台市財政局理財部本庁舎整備室

〒980-8671 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号

T E L : 022-214-3170 F A X : 022-214-8379

E-mail: [zai003075@city.sendai.jp](mailto:zai003075@city.sendai.jp)